

Title	人間発達研究会会則・奥付
Author(s)	
Citation	人間発達研究
Issue Date	2017-12-20
URL	http://hdl.handle.net/10083/62130
Rights	
Resource Type	Others
Resource Version	publisher
Additional Information	

This document is downloaded at: 2018-01-21T12:36:02Z



Ochanomizu University

人間発達研究会会則

第1条 本会は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教育科学領域内人間発達研究会と称す。

第2条 本会は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教育科学領域担当教員により組織する。

第3条 本会は、『人間発達研究』を編集し、発行する。

第4条 本会に編集委員会を置く。編集委員会は、本会の会員により構成する。

第5条 『人間発達研究』に論文等を投稿することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 教育科学領域担当教員

(2) 教育科学領域担当教員が指導する学生

(3) 教育科学領域担当教員が指導し、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科を修了または退学した者

(4) その他本会が適当と認めた者

第6条 投稿された論文は、編集委員会が査読し、その掲載の可否を決定する。

附則 本会則は、1997年10月1日より施行する。

附則 本会則は、2000年4月1日より施行する。

附則 本会則は、2016年4月1日より施行する。

編集委員

編集委員長 米田俊彦

編集委員 耳塚寛明 池田全之 浜野隆 富士原紀絵

人間発達研究 第32号

2017年12月20日

編集兼発行 お茶の水女子大学大学院人間発達科学専攻教育科学領域内 人間発達研究会

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

TEL 03-5978-5252 FAX 03-5978-5250 E-mail:kyoiku@cc.ocha.ac.jp

印刷所 株式会社コムラ